平成３０年（フ）第１７１号
相模原市中央区相模原６丁目１番７号　ＴＢＫマンション603号室
債務者　三橋　　功
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１７７号
相模原市中央区上溝578番地19
債務者　吉岡　和子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１８１号
神奈川県座間市さがみ野１丁目３番31―706号　さがみ野パーク・ホームズ
債務者　安部　　功
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１８２号
神奈川県座間市さがみ野１丁目３番31―706号　さがみ野パーク・ホームズ
債務者　安部千代美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第６８号
岡山県倉敷市中島2620番地１　マンションみふねＮｏ．11―102号
債務者　花山　　操
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
群馬県安中市原市2197番地３
債務者　高橋　利香
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１０４号
群馬県高崎市上小鳥町469番地
債務者　土屋　幸代
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第４６３号
さいたま市北区吉野町１丁目438番地25
債務者　相川　博子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４７３号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室10041番地８　リリーガーデン202
債務者　渋井志津江
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４９２号
埼玉県川口市中青木２丁目10番13―1401号
債務者　後藤　美波
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５１５号
さいたま市緑区東大門３丁目７番地10　フジウェーブＡ棟103
債務者　網野　花子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５３２号
さいたま市岩槻区西町５丁目１番29号　グリーンパレス小林101
債務者　廣瀬　弘明
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４９号
埼玉県川越市大字鹿飼398番地８
債務者　栗田　悦子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２２０号
埼玉県富士見市諏訪１丁目８番30号　バースプレイス弐番館203
債務者　坂本　由季
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２３２号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地17　駅前プラザ12―304
債務者　河野あつ子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２６３号
埼玉県坂戸市泉町２丁目６番地21　ハイツ三の丸103号室
債務者　土屋　　守
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１６６号
相模原市中央区相模原４丁目７番３―804号
債務者　澁澤　真生
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部